

令和 3 年 3 月 19 日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和3年3月19日（金曜日）

出席議員（16名）

1 番	吉 田 眞 悦 君	2 番	鈴 木 宏 通 君
3 番	村 松 秀 雄 君	4 番	吉 田 二 郎 君
5 番	平 吹 俊 雄 君	6 番	手 島 牧 世 君
7 番	佐 野 善 弘 君	8 番	藤 田 洋 一 君
9 番	山 岸 三 男 君	10 番	柳 田 政 喜 君
11 番	前 原 吉 宏 君	12 番	櫻 井 功 紀 君
13 番	福 田 淑 子 君	14 番	千 葉 一 男 君
15 番	我 妻 薫 君	16 番	大 橋 昭 太 郎 君

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 俊 幸 君
事務局次長兼議事調査係長	齊 藤 美 穂 君

議事日程

令和3年3月19日（金曜日） 午後1時30分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 協議事項

- 1) 美里町議会会議条例の一部を改正する条例について
- 2) 美里町議会会議規則の一部を改正する規則について

第4 その他

第5 閉 会

午後１時３０分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 皆さん、こんにちは。

３月会議も残すところあと１日となりました。大変御苦労さまでした。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日の協議事項は、議会例規の改正についてということでお集まりいただきました。

どうぞスムーズに全員協議会が進められるよう、よろしくお願いします。

本日の全員協議会、全員出席です。

ただいまから会議を始めます。

それでは、早速協議事項から入らせていただきます。議会運営委員会の村松委員長から説明をお願いします。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） 議会運営委員会、村松でございます。着座のまま御説明いたしますことをお許してください。

まず、議発第５号、本日２件でございますが、議発第５号について説明申し上げます。

まず、議発を開いていただきますと、もう一枚ですね、新旧対照表のほうがいいですかね。

まず、提案理由につきましては、会議時間に関しまして議長の裁量権を明確化するものでございます。

まずは、１つ目として、請願書の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めております押印、判この義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

第６条でございます。第６条、現行はその下線を引いている部分、ただし書きでございますが、これを削りまして、第２項として項を加えます。内容についても若干変更いたしまして、２項について御説明申し上げます。

「議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員２人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。」先ほど申し上げましたように、議長の裁量権を明確にいたしております。

次、第６条の２項でございますが、この「会議の開始は議長の定める方法で報ずる。」でございますが、２項を入れました関係上、この現行の２項は項を繰り下げて３項となります。

第８条について、先ほど申し上げました請願書の押印の件でございます。違うところは全部下線の部分で、新しい改正案「法第１２４条に規定する請願書（以下、「請願書」という。）には、

邦文を使い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。」としております。ということは、この改正によりまして、今までは押印ということを必ずしなければいけないとなっておりましたが、改正になりまして、署名、自筆ですね。または記名、これは自筆以外のものについては判こということで、自筆署名の場合は判こは要らないという解釈でございます。

2項につきましては、そのまま同じでございます。

以上、まずこちらから議案第5号の御説明を終わります。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明いただきました。皆さんから意見、質問等、何かありましたらどうぞ出していただきたいと思います。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 9番山岸です。

ただいまの説明の第6条2項で、今までは、現行ですと議長が時間を延長したり何だりすることを議場で宣言していました。今回はこれを変えて、変更することはできるけれども、出席議員から2人以上の異議があるときは討論を用いなくて会議に諮って決めるというのは、どういう意味で。今までのほうが私は合理的だと思っているんですけども、なぜわざわざ会議に諮って決めなくてはいけないのか。議長の権限を薄くするものなのか。ということで、聞きます。教えてください。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） そういう取り方もありますけれども、今までは議長が宣言して延会その他をしますということもありましたが、この標準の中で、やはり議場の中の時間は決まっていますので、10時から5時までね。それについては皆さんにお諮りすると。今でも諮っておりますが、それを具体化して、ただし、いろいろ事由があり、採決も必要になるということでもありますので、2人以上から当然異議があるときにはそのまま会議で皆さんにお諮りすると、今まで以上に具体化させたということです。（「分かりました」「私はまだ分からない」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） そうしますと、今までどおりで私は合理的だと思っているんですけども、あえてここで会議に諮ってということは、議員の都合が、2人以上、俺都合悪くて、これから別な用事があるからとかと、そういう意思が明確に出てくるわけなんです。それを、あえてわざわざ2人以上から異議あるときはと文言を入れることによって、議会運営とか議員の職責を少し薄くしてしまうんじゃないかと、そんな思いがありますが、いかがでしょうか。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） お答えいたします。

ですから、討論を用いないで会議に諮るということなんです。その手続もきちんと踏むということでございますので、必ずしもそのままで終わりとか、時間を延長するとかということではないんです。分かりますね。その宣言をして、例えば遅くなるときもあるでしょう。早くなるときもあるでしょう。そういったいろんな場面を想定していただければと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 一応今の説明だと、議員の2人以上から異議があるということは民主的に尊重するという受け止め方もあるんですけども、ではそれを決めるときには採決するものなのか、挙手で決めるものなのか。どういう判断をして決めるんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 議運委員長。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） 会議に諮って決めるということですので、当然、起立という厳しくまでは行かないまでも、簡易採決の挙手になろうと思います。これはその辺まではきちっとは決めておりませんが、ただ皆さんの中で、例えば駄目だと、いいという声だけでは決められないという。それであとは議長にお任せしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） ここに討論を用いないで会議に諮って決めるということは、諮るということは皆さんの賛同を得るとか、（「賛否をいただく」の声あり）賛否を取るとか、そういう手法を取らない限り決められないでしょというの。（「そうです」の声あり）だから、諮って決めるという文言で、皆さん、これで諮るということは、ただ問いただしていいですかと決めるものなのか、賛否をきちんと取るものなのか、その辺をちょっと明確にしたらいんじゃないかと思うんです。いかがでしょうか。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） 諮るというよりも賛否を取りなさいという御趣旨でございますね、山岸議員のこの……

○9番（山岸三男君） そういう、明確にしていないと分かりにくいのかなと思ったんです。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） 今までも全てこういうことは会議に諮るという文字を使っております。それで、会議に諮って皆さんに聞いて、その結果、採決にするのか起立にするのか、そのときは議長の進行のやり方でやっていきますので、そこで賛否をどうかというのではなく、賛否を問うということは会議に諮るという意味でございますので、その辺の御理解をお願いしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） だから、諮ってということは、今議運委員長が言うように、諮るということは賛否を取るということですよね。だから、それは当前議長がその采配を、これで皆さんよろしいですかという確認を取らなくてはいけないと思うんですね。そのときに8対7とか、どっちにしたって賛否が分かれたときは賛成多数でそれが決まるわけですから、その辺を……

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員、想定されるのは、簡易評決の形で諮る形になると思います。（「もう少し明確に」の声あり）よろしいですかという声で……

○9番（山岸三男君） ああ、そういうこと。それで異議なしであればオーケーということね。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） そうです。例えば、諮るという意味自体は人に意見を求めたり相談することです。この場合は議員各位に相談しているわけです。いいですかと。例えば議長が、今日は会議が早く終わりましたので、今日はこの辺でやめたいと。よろしいですかということをお諮りしたこともあるわけですね。延長が必要なときは、今までは議長の宣言だけで延長しますとなっていましたね。それを皆さんに相談して、それによって決めて、皆さんで決めた合意の上で会議をやめる、進めるということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 違うんだ。議長が変更することができるのさ、基本的には。それに対して異議が出た場合に……、（「簡易評決で諮るんでしょう」の声あり）諮るわけさ。それはいろんな場面が出るでしょう。

○9番（山岸三男君） 今までやってきたように、議長が皆さんこれでよろしいですかと言ったときに、異議なしであればそれでオーケー。（「終わり、終わり」「異議ありだったら挙手で諮るの。簡易評決にするの」の声あり）そういう理解でよろしいんですね。（「はい」「いいです」の声あり）よく理解できました。

○議長（大橋昭太郎君） じゃあ、村松委員長、次お願いします。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） では、議発第6号に参ります。

これについては、本町の会議規則の一部を次のように改正するということでございます。1本、2本、3本、4本、5本、6本、6か所の変更でございます。

第2条中、第1項の「事故」を、「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改めます。

ごめんなさい、混同しました。申し訳ございません。提案理由については、最初の第2条第1項中のことにつきましては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点か

ら、産前・産後の欠席期間を規定するものでございます。

2つ目の、第23条中の「点呼に応じて」を「議長の指示に従って」は、投票に関する規定の改正は議長の裁量権を明確にするものでありまして、「点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に変えるということでございます。

あとは、第65条中の記名投票ですね。無記名投票を行う場合であっても、記名投票を行う場合と同様、選挙規定を準用することを明確にしたものでございます。それで、「職員の点呼に応じて、順次備付けの投票箱に投票する。」というところを、「議長の指示に従って」と直したいということです。

次の第74条第1項ただし書き中のことですが、議員派遣に関する既定の改正は、我々は今年会期を取っております。通年会期において閉会中に議員派遣を行うことは想定されないということで、削るものでございます。

第77条は、これは3項を削るんですが、議長及び副議長の辞職に関するところでございます。副議長及び議員の辞職に関する規程の改正は、地方自治法上、休会中に副議長及び議員の辞職を許可することが認められていないことから削るものでございます。（「78条2項は」の声あり）

第78条は議員の辞職で、これは関係ないので、触れないで略しております。

以上でございます。（「78条の2項」の声あり）77条の……（「78」の声あり）3項ですね。3項の部分については、地方自治法上、休会中に副議長及び議員……（「違う違う、78条」「78条の2項」の声あり）78の2。（「下」「一番最後。字句削る」の声あり）ああ、ごめんなさい。つながっていたのね、ごめんなさい。

第77条の3項の関係でございますので、この3項を削りましたので、この78条2項の中の「及び第3項」については字句を削ります。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 第2条の議員は、その後の公務、疾病、出産と並んでいるところに、公務のことです。議員の公務ですね。その公務の解釈をどう解釈して管理するかについて説明をお願いしたい。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） 第2条当初に、議員はから始まりますが、次の最初の公務というのは、身近なところでは我々の議員研修なり、県の議長会であり県北議長会での研修も、当然議員としての参加でございますので、公務に当たります。また、議員の立場として、

ただいま大崎広域事務組合に出ておりますが、議員として出る方も、その会議に出るときは公務となります。あと、後期高齢者、要するに町の議員として県のそういった機関に議員として選出されているという方については、その仕事は公務と捉えております。

以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 今の説明ですと、議会として機関で決定した職務については公務として、事由としても認めますということでもまずよろしいんですね。（「はい」の声あり）よろしいんですね。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） そうです。

○14番（千葉一男君） そうすると、それ以外、議会じゃない組織がいっぱいあります、町の中にも。その組織から見たら公務ということもあるかもしれない、中にはね。その場合はどう順番を決めるのか。これについてはどうお考えでしょうか。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） この第2条につきましては、あくまでも議員としてという前書きがございますので、皆さん随分いろんな役職に就かれていると思うんですが、議員の立場でない活動につきましては公務とは認めていないということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） そうすると、全てのことに對して議員の職務が最優先するということでもよろしいんですか。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） 最優先という意味ではないんですね。あくまでも議員の立場での仕事上のという意味の公務でございますので、その優先順位はないと思っています。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） ちょっと質問が悪いんだけど、議会で承認したやつ以外の他組織で決まっている仕事がいっぱいあるものですから、そうするとほかの仕事と競合しますよね、現象として。それも議会のもの以外は全部公務じゃないのかどうか、ちょっとそこまで私調べていませんけれども、ほかの組織の中も公務に近い役割というのがあると思いますので、そういうやつと競合した場合には何で優先順位を。自分の気持ちでよろしいんですか。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） 分かりました。あくまでも議会会議規則でございますので、議員の立場しかありません。その議会の皆さんで決めたいろんな派遣なり研修なり、そういうもののしか対象にはならないというところで、この以上についてはならないので、その理由を付し、やむを得ない事情というのものもあるでしょうけれども、その範疇についてはいろいろ

議論のあるところだと思うんですけれども、あくまでも議員としての役割の中でやむを得ない事情と捉えなければいけないということになっておりますので、あくまでも議員としての活動の中での条例でございます。（「もう一回、ごめんね」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 具体的に、不適切だったら勘弁してもらいたいですけれども、こういうことはないかもしれませんが、ほかの組織で大事な組織がありますよね。消防団もあるし、交通安全もあるし、あるいは婦人会というのものもあるかもしれません。そういうものもありますので、そういう中で町の中で持っている他組織、あるいはほかでもあるかもしれませんけれども、そういう組織と競合した場合には順番決めなくてはならないですよ。だから、そういう意味で議員は議員の職務を大事にするのかと、さっき念押ししたのはそういうことです。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） そのとおりだと思うんですけれども、実際的には要するに会議ですよ。いろんな理由のために出席できないときの欠席届でございますので、あくまでも、例えば本会議がある場合でも、ほかの公務というか、例えば後期高齢者の会議があるとか、そういうのはぶつけないと思いますけれども、大崎広域の会議があつて出られないと。それが欠席の理由になるということでございます。ほかは欠席の理由にはならないという公務の捉え方です。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「すみません」の声あり）局長。

○議会事務局長（佐藤俊幸君） すみません、お手元の資料の訂正をお願いしたいと思います。

まず、議発第5号の提案理由を御覧ください。第5号の提案理由です。ここの丸ぽつ2つ目に「請願書の利便性の向上」とありますが、「請願者」です。「書」ではなくて「者」でございます。すみません、こちら「請願者」ということで、申し訳ございませんが修正をお願いします。（「請願書でなくて請願者ね」の声あり）「請願者の利便性の向上」でございます。

それから、次に第6号、こちらの提案理由をお開き願います。

ここに、丸ぽつの2つ目ですが、「投票に関するキテイ」。このキテイは誤字ですね。これは法規の「規」の「規定」でございます。

それから、1個空かして、次の「議員派遣に関するキテイ」。こちら誤字となっております。

それから、一番下の丸ぽつ。こちら「辞職に関するキテイ」。こちら誤字となっております。

ますので、法規の「規定」のほうに修正を、大変申し訳ございませんがお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（村松秀雄君） すみません、大変急いで作ったものですから。（「規定3つ直せばいいのね」の声あり）

○議会事務局長（佐藤俊幸君） 3つです。それで、刷り直したものを、こちらの提案理由を改めてその部分だけ後でお渡しさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） それでは、議発の関係につきましてはよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、その他に入ります。事務局、お願いいたします。

○議会事務局長（佐藤俊幸君） お手元のA4の表裏になっている保険の御案内の文書でございます。これは全国の議会議員互助会の保険で、今、議員さん14人ほど御加入いただいております。年額1万5,000円、保障につきましては100万円のタイプになりますか。今こちらに御加入いただいておりますが、この継続希望の取りまとめが来ておりますので、もし新たに御加入されるとか、あるいはもうやめるとかといった場合は、事務局のほうにお話をいただければなど。お話がない場合は、このまま継続させていただくということで取扱いさせていただきたいと思っております。

○議長（大橋昭太郎君） この点に関してよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

皆さんのほうから何かその他についてございましたら。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして全員協議会を終了します。

副議長。

○副議長（我妻 薫君） 連日の審査の終わった後で大変御苦労さまでございました。まだ会期中であります。3月の会議は22日までですので、最後までどうぞよろしくお願いします。

以上で全員協議会終わりたいと思います。御苦労さまでした。

午後1時58分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月19日

美里町議会議長